

私立保育園・認定こども園 設置者・園長 様
特定地域型保育事業設置者・責任者 様

神戸市こども家庭局幼保振興課長
神戸市こども家庭局幼保事業課長

緊急事態宣言発出に伴う保育所・認定こども園の運営および 仕事を休まれる家庭などへの家庭保育の協力について（通知）

設置者・園長をはじめ職員の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りながら、様々な対応を長期に渡り継続していただいていることについて深く感謝申し上げます。

さて、令和3年4月25日から5月11日までの期間新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言が兵庫県に発出されました。

一般の緊急事態宣言は「まん延防止等重点措置の実施後、二週間の経過を踏まえても、依然として新規感染者数が拡大傾向にあること、また医療提供体制も危機的状況にあることから、緊急事態宣言の発出を要請する。」ものであり、保育所等（放課後児童クラブ含む）の対応については、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する旨が示されています。

上記を踏まえ、本市としての対応について以下のとおり通知いたします。

また、保育所等における感染拡大防止の観点から、保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方に対して家庭保育のご協力を求めることとしましたのであわせてお知らせさせていただきます。

今後、国または県から対応等の要請があった場合や、感染状況等により対応に変更が生じる場合には改めて連絡させていただきます。

記

1. 運営方針

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

2. 仕事を休まれる家庭などへの家庭保育の協力について

保育所等における感染防止の観点から、保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方に対して、家庭保育のご協力を求めることとしました。

各園におかれましては、大変お手数をおかけしますが、別添文書を保護者の皆様に配付いただきますようお願いいたします。

※令和2年4月緊急事態宣言発令時に実施した「特別保育」ではありません。1号認定の園児も含めて保育を希望するご家庭については必ず受け入れをお願いします。

3. 対象期間

令和3年4月27日（火）から5月11日（火）まで

4. 保育料の取り扱いについて

上記期間中、家庭保育に協力いただき1日でも登園されなかった園児については、欠席日数分の保育料（利用者負担額）を減額します。保育料還付の手続きは、令和2年3月～6月と同様の流れとする予定ですが、後日、あらためてお知らせします。

※給食費や延長保育料、1号児童への預かり保育料等で月額徴収されている費用等については、利用日数に応じて減額いただくなど、実額に応じた徴収をご検討ください。

5. 給付費について

上記期間中、業務調整や体制縮小により職員数を減らしている場合でも、給付費は減額せずに通常通りお支払いいたします。

6. 添付資料

- ・新型コロナウイルスに感染症対策における神戸市対応方針（第2弾）
- ・厚生労働省 QA（第10報）
- ・保護者向け文書

担当：幼保事業課 078(331)8181
運営に関すること 内線 4866・4871
給付費に関すること 内線 4861